

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会

第 2 回常任委員会



日	時	:	令和 5 年 12 月 5 日 (火) 13 : 30
場	所	:	旧制木造中学校講堂

青の煌めき^{きら}あおもり国スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会 第2回常任委員会資料 目次

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回常任委員会 次第	1
《報告事項》	
報告第1号	
第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会常任委員会委員の変更について	2
報告第2号	
第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会専門委員会役員の委嘱について	3
《審議事項》	
議案第1号 第1回総務企画専門委員会付託事項審議結果について	4
議案第2号 第1回競技式典専門委員会付託事項審議結果について	10
議案第3号 第1回宿泊衛生専門委員会付託事項審議結果について	14
議案第4号 第1回輸送交通専門委員会付託事項審議結果について	19
◇参考資料	
資料① 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則	25
資料② 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会常任委員会名簿	29
資料③ 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会専門委員会規程	31

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会 第 2 回常任委員会 次第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

・ 報告事項

報告第 1 号 第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会常任委員会
委員の変更について

報告第 2 号 第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会専門委員会
役員の委嘱について

・ 審議事項

議案第 1 号 第 1 回総務企画専門委員会付託事項審議結果について

議案第 2 号 第 1 回競技式典専門委員会付託事項審議結果について

議案第 3 号 第 1 回宿泊衛生専門委員会付託事項審議結果について

議案第 4 号 第 1 回輸送交通専門委員会付託事項審議結果について

4 閉会

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会常任委員会委員の変更について

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則第8条第3項の規定に基づき、第1回常任委員会（令和4年2月10日書面開催）以降、令和5年12月5日までの間における委員等の変更について、次のとおり報告します。

令和5年12月5日

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会
常任委員会 委員長 倉 光 弘 昭

○副委員長

(順不同・敬称略)

所属機関・団体／役職名（新任者）	新任者	前任者
つがる市議会 議長	木村 良博	野呂 司
つがる市教育委員会 教育長	山谷 光寛	葛西 岷輔

○常任委員

所属機関・団体／役職名（新任者）	新任者	前任者
つがる市議会 副議長	成田 克子	佐々木 直光
つがる市議会議会運営委員会 委員長	佐々木 慶和	木村 良博
つがる市議会総務常任委員会 委員長	成田 博	田中 透
つがる市議会経済建設常任委員会 委員長	田中 透	成田 博
つがる市議会教育民生常任委員会 委員長	齊藤 渡	成田 克子
つがる市校長会 会長	桑村 哲二	平山 和仁
青森県立木造高等学校 校長	下山 敦史	大瀬 雅生
一般社団法人西北五医師会 副会長	宮重 希典	佐藤 充
東日本旅客鉄道株式会社秋田支社五所川原駅 駅長	山本 陽	播磨屋 健司
弘南バス株式会社 代表取締役社長	工藤 智久	工藤 清
つがる市財政部 部長	平田 光世	木津谷 昭弘
つがる市監査委員事務局 事務局長	渡辺 一晋	秋田 俊
つがる市選挙管理委員会事務局 事務局長	秋田 俊	三上 雅弘
つがる市消防本部 消防長	江良 康博	山崎 義信

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会専門委員会役員の委嘱について

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会専門委員会規程第 4 条の規定に基づき、委嘱した役員について次のとおり報告します。

令和 5 年 12 月 5 日

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会
常任委員会 委員長 倉 光 弘 昭

○総務企画専門委員会【委員 20 名】

役 職	所属機関・団体／役職名（新任者）	氏 名
委員長	きづくり商店街振興会 会計	戸沼 佳一
副委員長	特定非営利活動法人つがる市スポーツ協会 理事	今岡 慶三

○競技式典専門委員会【委員 8 名】

役 職	所属機関・団体／役職名（新任者）	氏 名
委員長	特定非営利活動法人つがる市スポーツ協会 理事長	今 淳一
副委員長	青森県柔道連盟 理事長	盛 広

○宿泊衛生専門委員会【委員 13 名】

役 職	所属機関・団体／役職名（新任者）	氏 名
委員長	つがる市観光物産協会 副会長	小山内 金弥
副委員長	つがる市商工会 副会長	鈴木 秀夫

○輸送交通専門委員会【委員 17 名】

役 職	所属機関・団体／役職名（新任者）	氏 名
委員長	つがる地区交通安全協会 会長	片山 徳明
副委員長	弘南バス株式会社 観光部長	加福 憲三

第 1 回総務企画専門委員会付託事項審議結果について

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則第 12 条第 7 項の規定に基づき、総務企画専門委員会へ付託した事項の審議結果について、次のとおり提案します。

令和 5 年 12 月 5 日

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会
常任委員会 委員長 倉 光 弘 昭

令和4年12月19日

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会
常任委員会 委員長 倉 光 弘 昭 様

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会
総務企画専門委員会 委員長 戸沼 佳一

第1回総務企画専門委員会付託事項審議結果について

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則第12条第7項の規定に基づき、当委員会への付託事項について、令和4年12月19日に委員会を開催し、次のとおり審議したので同会則第13条第2項の規定により報告します。

記

- 1 第80回国民スポーツ大会つがる市広報基本計画（案）
- 2 第80回国民スポーツ大会つがる市市民協働基本計画（案）
- 3 第80回国民スポーツ大会つがる市歓迎・接伴基本計画（案）

第 80 回国民スポーツ大会つがる市広報基本計画（案）

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会の開催に対する市民の理解と関心を深め、参加意識の高揚を図るとともに、歴史や文化、産業、観光、自然、食など、本市の多彩な魅力を広く発信するため、効果的かつ積極的な広報活動を行う。

2. 内容

（1）愛称・スローガン等の活用による広報

大会愛称・スローガン、マスコットなどの活用及び普及により、市民への周知を図る。

- （ア）愛称・スローガン、マスコットキャラクター等の活用及び普及
- （イ）イメージソング等の活用及び普及

（2）印刷物等による広報

愛称・スローガン、マスコットキャラクター等を活用して、各種印刷物や啓発用物品を作成する。

- （ア）ポスター、パンフレット、PR 広報誌の作成
- （イ）啓発グッズの作成
- （ウ）関係機関等の刊行物への掲載

（3）多様な媒体による広報

多様なメディアを活用し、効果的な情報発信を行う。

- （ア）ホームページや SNS 等、インターネットによる情報発信
- （イ）新聞、テレビ、ラジオ等による広報
- （ウ）市広報誌等の活用

（4）工作物等による広報

工作物を作製し、活用する。

- （ア）広告塔、歓迎塔の設置
- （イ）横断幕、懸垂幕、のぼり旗の設置
- （ウ）案内板の設置

(エ) カウントダウンボードの設置

(5) イベントによる広報

啓発イベントを開催するとともに、関係機関・団体等のイベントと連携し、効果的な情報発信を行う。

(ア) 啓発イベントの開催

(イ) 市内既存イベント等との連携

(ウ) 市の PR 活動との連携

(6) 大会記録集による広報

「第 80 回国民スポーツ大会」の成果を記録にとどめるため、大会報告書、写真集等を制作する。

(ア) 大会報告書の作成

(イ) 記録写真集の作成

(ウ) 大会記録映像の作成

第 80 回国民スポーツ大会つがる市市民協働基本計画（案）

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会の成功に向け、市民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に国民スポーツ大会に参加する意識を高め、市民総参加で感動と友情の輪が広がる魅力ある大会にするとともに、本市のまちづくりの基本理念である「新田の歴史が彩る日本のふるさと」の実現につなげていくことを目的とする。

2. 基本目標

(1) 市民一人ひとりの力で盛り上げる大会

市民一人ひとりが何らかの形で国民スポーツ大会に関わりを持つことにより、ともに喜びと感動を分かち合える大会を目指す。

(2) おもてなしの心で温かく迎える大会

全国から訪れる方々を、おもてなしの心を持って温かくお迎えすることにより、感動と友情の輪を広げる大会を目指す。

(3) 本市の魅力を全国にアピールする大会

全国から訪れる方々に様々な機会を通して、本市の歴史、文化、産業、食、観光、自然などの多彩な魅力を広く発信する大会を目指す。

(4) クリーンで快適な大会

清掃美化活動やごみの分別の徹底、リサイクルの推進等を通じて、美しく快適な大会を目指す。

3. 推進方法

(1) 市民の理解と関心を高め、市民一人ひとりの自発的活動として運動が広がるよう、各種広報活動を進める。

(2) 市民参加の機会が広範囲になるよう、市民団体、関係機関等と連携して進める。

(3) 既存の各種市民運動や企業の社会貢献活動などと連携し、それぞれの立場に応じて推進分野を分担し、一人でも多くの市民の理解と参加が得られるように活動を進める。

第 80 回国民スポーツ大会つがる市歓迎・接伴基本計画（案）

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の歓迎・接伴については、関係機関や団体等の協力を得て、全国から訪れる方々に本市の魅力を広く伝え、再度の来訪につながるよう、心を込めたおもてなしを提供することを目的とする。

2. 内容

（1）案内所の設置

大会参加者等の便宜を図るため、競技会場、主要駅等に案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内及び連絡業務等を行う。

（2）休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

（3）売店等の設置

（ア）大会参加者等の便宜を図るとともに、本市の特産物等の紹介及び販売を促進するため、関係機関・団体の協力を得て、競技会場に売店等を設置する。

（イ）売店等では、ゴミの減量化、持ち帰り運動、分別収集に努める。

（4）歓迎装飾の実施

大会参加者等を歓迎するため、競技会場、主要駅、その他必要な場所において歓迎装飾を行う。

（5）接遇意識の高揚

大会参加者等に対し、おもてなしの心で接遇するため、関係機関・団体等の協力を得て、接遇意識の高揚に努める。

（6）情報の発信・提供

大会参加者等が必要とする情報（競技、宿泊、交通、観光、物産等）を円滑に提供できるよう、SNS 等のインターネット上における情報発信の推進に努め、併せて戦略的観光 PR の充実を図る。

第 1 回競技式典専門委員会付託事項審議結果について

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則第 12 条第 7 項の規定に基づき、競技式典専門委員会へ付託した事項の審議結果について、次のとおり提案します。

令和 5 年 12 月 5 日

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会
常任委員会 委員長 倉 光 弘 昭

令和 4 年 12 月 20 日

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会
常任委員会 委員長 倉 光 弘 昭 様

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会
競技式典専門委員会 委員長 今 淳一

第 1 回競技式典専門委員会付託事項審議結果について

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則第 12 条第 7 項の規定に基づき、当委員会への付託事項について、令和 4 年 12 月 20 日に委員会を開催し、次のとおり審議したので同会則第 13 条第 2 項の規定により報告します。

記

- 1 第 80 回国民スポーツ大会つがる市競技運営基本計画（案）
- 2 第 80 回国民スポーツ大会つがる市施設整備基本計画（案）

第 80 回国民スポーツ大会つがる市競技運営基本計画（案）

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会において、本市で開催される競技会の運営については、「第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催準備総合計画」に基づき、円滑で効率的な運営を行うため、県、競技団体、関係機関及び関係団体との連携を強化し、準備に万全を期する。

2. 内容

(1) 競技会運営

競技会の運営については、県、競技団体及びその他関係機関との連携強化を図るとともに、広範多岐にわたる業務を効率的かつ円滑に運営できる体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県、競技団体及びその他関係機関と協議の上、適正な配置を行う。

(3) 競技会場及び練習会場の確保・整備

競技会場及び練習会場の確保・整備については、県、競技団体及びその他関係機関と十分協議の上、計画的かつ効率的に行う。

(4) 競技用具の整備

競技用具の整備については、県、競技団体及びその他関係機関と十分協議の上、現有するものをできる限り活用しながら、競技運営に支障のないよう計画的かつ効率的に行う。

(5) 競技記録

競技記録の収集及び速報については、県及び競技団体と十分協議の上、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。

(6) リハーサル大会

リハーサル大会については、競技会運営能力の向上を図るとともに、第 80 回国民スポーツ大会開催に対する市民の機運醸成を図るため、県及び競技団体と協力して開催する。

第 80 回国民スポーツ大会つがる市施設整備基本計画（案）

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会においてつがる市で開催される競技会の施設整備については、「第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催準備総合計画」に基づき、既存施設の有効活用を図るとともに、競技運営に支障が無いよう整備を行う。

2. 内容

（1）競技施設の整備

競技施設の整備については、競技運営に支障が無いよう、県、競技団体及びその他関係機関と十分協議の上、既存施設の有効活用を原則とし、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

（2）練習会場の整備

練習会場の整備については、県、競技団体及びその他関係機関と十分協議の上、既存施設を活用する。

（3）臨時仮設物の整備

競技施設、運営所、観客席、案内所等の競技会の運営に係る臨時仮設物については、県、競技団体及びその他関係機関と十分協議の上、整備を行う。

（4）仮設給排水施設整備

接待所、トイレ等で、仮設給排水施設が必要と認められる箇所については、関係機関と十分協議の上、整備を行う。

（5）臨時駐車場の整備

競技会場の周辺等に大会参加者等の駐車場を確保するため、必要に応じて臨時駐車場を整備する。

第 1 回宿泊衛生専門委員会付託事項審議結果について

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則第 12 条第 7 項の規定に基づき、宿泊衛生専門委員会へ付託した事項の審議結果について、次のとおり提案します。

令和 5 年 12 月 5 日

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会
常任委員会 委員長 倉 光 弘 昭

令和 4 年 12 月 20 日

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会
常任委員会 委員長 倉 光 弘 昭 様

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会
宿泊衛生専門委員会 委員長 小山内 金弥

第 1 回宿泊衛生専門委員会付託事項審議結果について

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則第 12 条第 7 項の規定に基づき、当委員会への付託事項について、令和 4 年 12 月 20 日に委員会を開催し、次のとおり審議したので同会則第 13 条第 2 項の規定により報告します。

記

- 1 第 80 回国民スポーツ大会つがる市宿泊基本計画（案）
- 2 第 80 回国民スポーツ大会つがる市医事・衛生基本計画（案）

第 80 回国民スポーツ大会つがる市宿泊基本計画（案）

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう万全を期するために、「第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催準備総合計画」に基づき、安全で快適な宿泊環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を目的とする。

2. 内容

（1） 宿舎

- （ア）大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（「旅館業法」の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ）を利用する。
- （イ）市内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、県、関係機関等と協議の上、公共施設や近隣市町の旅館等を利用する。
- （ウ）風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる旅館等は利用しない。

（2） 配宿

- （ア）選手、監督及び競技会に関わる役員（以下「選手、監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合及び選手、監督等を除く大会参加者の配宿は、県と協議して行う。
- （イ）選手及び監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して行う。
- （ウ）役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手及び監督の宿舎とは別にする。

（3） 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体が協議した結果を踏まえ、県と公益財団法人日本スポーツ協会が協議をした上で、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスが良く、地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

第 80 回国民スポーツ大会つがる市医事・衛生基本計画（案）

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事・衛生については、「第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催準備総合計画」に基づき、大会参加者等が十分な活躍と観覧ができるよう、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

2. 内容

（1）医療救護

（ア）大会参加者等の傷病の発生に速やかに対応するため、関係機関等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

（イ）救護所及び救急車等の利用に要した経費を除き、医療費は受診者の負担とする。

（2）防疫

大会参加者等の感染症の発生を防止するため、関係機関等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、衛生に対する意識の向上を図る。

（3）食品衛生

大会参加者等の食品に起因する衛生上の危害を防止するため、関係機関等の協力を得て、宿舍及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

（4）環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関等のもとより、広く市民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の減量化及び適切な処理、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

第 1 回輸送交通専門委員会付託事項審議結果について

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則第 12 条第 7 項の規定に基づき、輸送交通専門委員会へ付託した事項の審議結果について、次のとおり提案します。

令和 5 年 12 月 5 日

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会
常任委員会 委員長 倉 光 弘 昭

令和 4 年 12 月 20 日

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会
常任委員会 委員長 倉 光 弘 昭 様

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会
輸送交通専門委員会 委員長 片山 徳明

第 1 回輸送交通専門委員会付託事項審議結果について

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則第 12 条第 7 項の規定に基づき、当委員会への付託事項について、令和 4 年 12 月 20 日に委員会を開催し、次のとおり審議したので同会則第 13 条第 2 項の規定により報告します。

記

- 1 第 80 回国民スポーツ大会つがる市輸送交通基本計画（案）
- 2 第 80 回国民スポーツ大会つがる市消防防災・警備基本計画（案）

第 80 回国民スポーツ大会つがる市輸送交通基本計画（案）

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会関係者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通については、「第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催準備総合計画」に基づき、交通状況等に十分配慮しながら、安全かつ効率的な輸送を行うものとする。

2. 内容

（1）輸送対策

（ア）輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

（イ）計画輸送

競技の特殊性及び競技会場、練習会場、宿泊施設間の公共交通機関の状況等から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

（ウ）競技共催市間の輸送

他市と共催で行う競技の競技関係者の輸送については、当該共催市と協議の上、別に定める。

（2）交通対策

（ア）交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署及びその他関係機関と協議の上、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

（イ）交通の整理誘導

大会参加者関係車両及び一般観覧者車両の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

(ア) 駐車場の確保

競技会場、練習会場及びその周辺に必要な駐車場の確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

(イ) 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、駐車場への誘導を円滑に行うため、事前に許可証等を交付するなど、必要な措置を講じる。また、一般観覧者については、自家用車での来場の自粛を積極的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

(4) 交通環境整備

交通混雑の緩和と環境への負荷の軽減のため、大会参加者及び一般観覧者に対し公共交通機関の利用及び自家用車での来場の自粛を呼び掛けるとともに、市民に対しても渋滞の原因となる違法駐車防止、自家用車利用の自粛協力等交通環境整備のための啓発に努める。

第 80 回国民スポーツ大会つがる市消防防災・警備基本計画（案）

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会における消防防災・警備対策については、「第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催準備総合計画」に基づき、関係機関及び団体等との緊密な連携のもとに、消防防災・警備体制の確立を図り、安全・安心かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期することを目的とする。

2. 内容

(1) 消防防災対策

- (ア) 競技会場、練習会場及び宿泊施設等（以下「競技会場等」という。）の火災、その他災害の予防及び災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導及び救急救助等に関する諸対策を講じる。
- (イ) 大会期間中の火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火・防災意識の高揚を図る。

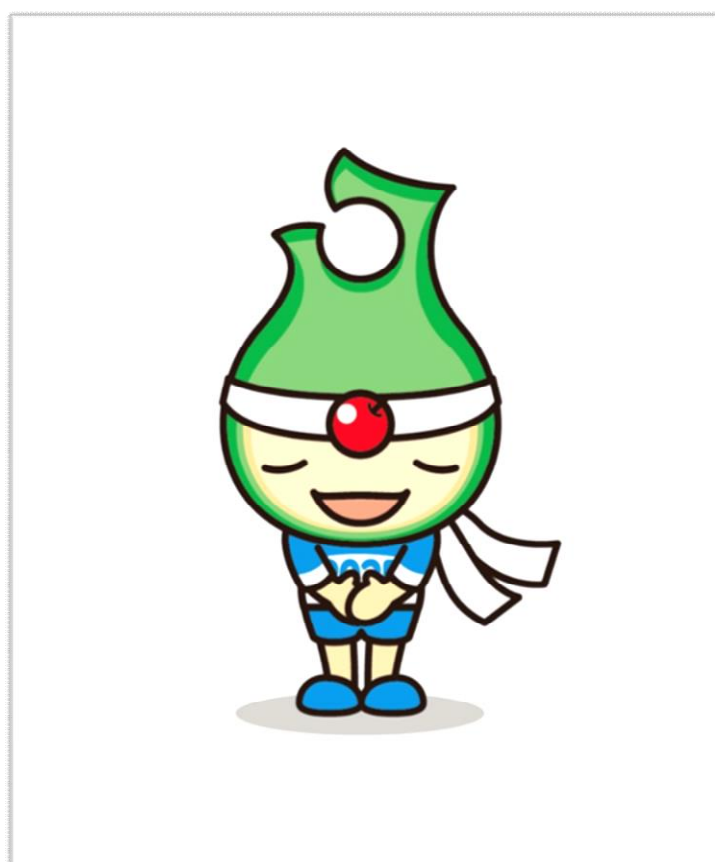
(2) 警備対策

- (ア) 競技会場等における雑踏事故、その他の事故及び事件の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。
- (イ) 大会期間中には、暴力事犯・盗犯防止等の諸対策を推進し、犯罪の予防に努める。

(3) 関係機関等との連絡調整

消防防災・警備対策の円滑な推進を図るため、関係機関及び団体等と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立する。

MEMO



つがる市教育委員会 教育部 社会教育スポーツ課 国民スポーツ大会準備室
〒038-3138 青森県つがる市木造若緑 52
TEL 0173-49-1200 FAX 0173-49-1212